

結婚相談所のクーリングオフ通知代行サービス

結婚相談所との契約は、8日間以内であれば書面で通知することによりクーリングオフが可能です。

8日間という期間内に、適切にクーリングオフ通知を送るために、書籍を購入したり、ネット検索をして、自分で不安を抱えながら書面作成される方も多いと思います。

阿部行政書士事務所では、安価な価格で、内容証明による解約通知の作成、発信を代行しております。

日本全国どのエリアからもご相談、お申込み可能です。

クーリングオフ通知文書作成・発信代行 10,500円
※内容証明郵便料金を含めた金額です。

<http://esute-sos.com/wedding-off/>

料金について

<http://esute-sos.com/wedding-off/ryoukinn/>

口頭でクーリングオフ手続きを済まそうとしていませんか？
クーリングオフは書面で結婚相談所に通知することが法律で定められています。

口頭で簡単に済まそうとすると、後々トラブルになる可能性があります。

お時間のない方、書面作成に自信のない方は当事務所が代行いたします。

気軽にお問合せください。

■問い合わせ

阿部行政書士事務所

代表 阿部貴子

info★rikon-kaiketu.com

■関連サイト

<http://esute-sos.com/wedding-off/>

<http://esute-sos.com/wedding/>

Generated by ふれりりプレスリリース

<https://www.prerele.com>